リサイクル(再商品化)の委託申込手続きについて

~令和7年度申込に向けた資料(令和6年11月)~

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

説 明 内容

- 1. リサイクル義務の有無の判定
- 2. 再商品化委託申込の方法
- 3. 再商品化委託申込の手続きと注意点

1. リサイクル義務の有無の判定

~経済産業省作成「容器包装リサイクル法」 パンフレットより~

まずは自社に再商品化(リサイクル)の義務が課せられるのかどうか、 このフローチャートを用いて改めてご確認ください。

以下URLのパンフP5~6から抜粋したものです。

https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/association/pamph/pdf/law2006 ja.pdf



チェックポイント

容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q2へ進んでください。

チェックポイント



(1)「家庭で消費」されないケースとは?

容器や包装を利用していても、家庭で消費されるものが全くない場合とは、次の ような例を指します。ただし、そのような場合でも、帳簿の記載義務は生じます。 帳簿の記載義務については14~15ページをご覧ください。

- ●レストランで使用されるソースのピニール袋(但し、レストランにおいて「事業 活動により費消され」、一般廃棄物となるとは考えられないものの場合)
- ●会社員が購入し、オフィスで消費されるPETボトル
- ●全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れた ガラスびん等

●海外旅行用品として販売している「おむすび」(乾燥米)のうち、海外で消費さ れた分(海外において排出されたものは家庭での消費に含まない)

(2)「帳簿記載の義務」について

〈Q2〉の事例に該当しなくても、〈Q4〉でYESに該当する場合、帳簿記載の義 務が生じます。リサイクル(再商品化)義務量を正しく計算したり、また後日、 確認を行うためにも、記帳を行っておくことが大切です。また帳簿は、1年ごと に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。詳しくは14~15ページ をご覧ください。

売上高のほぼ同じ事業が2つ以上ある場合は、各事業の●売上高、●従事する 従業員数、●施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方(Aま たはB)を選択してください。主たる事業が建設業、運輸・通信業、不動産業な どであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その 事業に携わっていることになります。

チェックポイント

(1)従業員の考え方

従業員は事業ごとに分けて考えるのでなく、事業体全体で考えてください。具体

- 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
- ●「常時使用する従業員の数」(変動がある場合は、直近の事業年度における 最多の従業員の数)で到断します。

ここで、「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従 うこととなります。一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでいう パート、アルバイトとは、次のような「解雇の予告を必要としない者」を指します。 ●日々雇い入れられる者

(ただし、1か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

●2か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、2か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

●季節的に4か月以内の期間を定めて使用されるもの (ただし、4か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

試用期間中の者

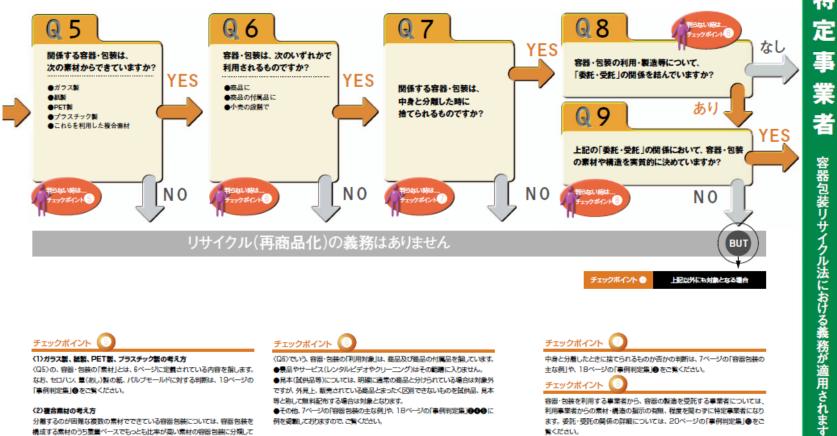
(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

ここでいう「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。 このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。ま た、事業体が全体でどれだけの収入を得ており、どれだけの経済力を有してい るかを判断するため、事業体全体の売上高で考えてください。

事業ごとの売上高のカウントは、通常以下のように行われると考えます。

- ▲鉱業・工業: 商品資産の売却高をカウント
- ●運送業・サービス業:提供した停益の対価をカウント
- ●卸売業・小売業:商品資産の売却高をカウント
- ●農林・漁業:商品資産の売却高をカウント

~経済産業省作成「容器包装リサイクル法」 パンフレットより~ 特



チェックポイント



〈1〉ガラス製、紙製、PET製、ブラスチック製の考え方

〈Q5〉の、容器・包装の「素材」とは、6ページに定義されている内容を指します。 なお、セロハン、草(あし)製の紙、パルブモールドに対する判断は、19ページの 「事例判定集」●をご覧ください。

(2)複合素材の考え方

分離するのが困難な複数の素材でできている容器包装については、容器包装を 構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類して

●複合素材の一例:フィラーシート(炭カル量50%以上)で成型したトレイは、炭 カル製容器であり、ブラスチック製以外の容器包装となり、対象外。



●景品やサービス(レンタルビデオやクリーニング)はその範疇に入りません。 ●見本(試供品等)については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外 ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本 等と称して無料配布する場合は対象となります。

●その他、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」@●● に 例を掲載しておりますので、ご覧ください。

チェックポイント



容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、 利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になり ます。委託・受託の関係の詳細については、20ページの「事例判定集」●をご 驚ください。

チェックポイント

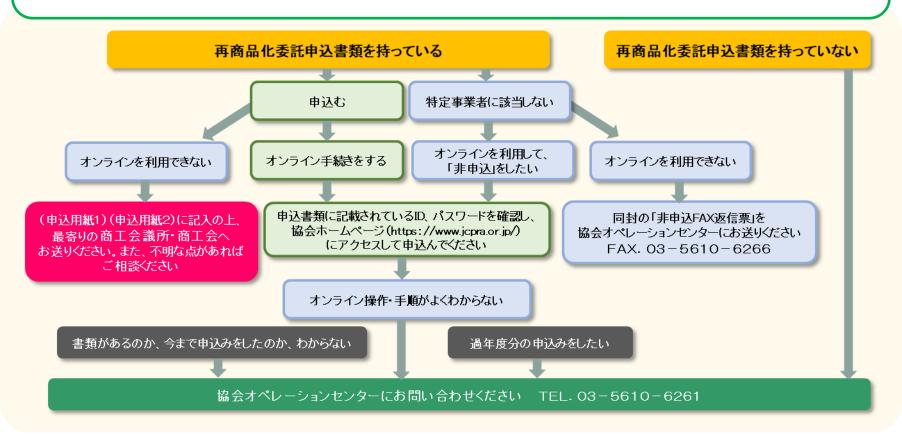
容器包装リサイクル法における義務の内容については、4~5ページをご覧

一通りご確認いただき、ご不明な点がありましたら 当協会コールセンターにお問い合わせください。

> TEL 03-5251-4870 FAX 03-5532-9698

2. 再商品化委託申込の方法

申込方法は「オンライン」または「紙」の2種類です。 過去の申込履歴が確認出来ること、自動計算機能があること、 紙を減らせる等の観点から「オンライン」を推奨しています。



法律の内容、しくみなどが、 よくわからない 協会コールセンターにお問い合わせください TEL. 03-5251-4870 または協会ホームページ(https://www.jcpra.or.jp/)をご覧ください

3. 再商品化委託申込の手続きと注意点

以降は「紙」申込資料に沿って説明いたします。「オンライン」であっても基本は同じです。

先ずは、「申込用紙1」です。こちらは主に自社の基本情報を登録していただく内容となっております。

●印の箇所は全て必須記入項目です。お手数ですが全ての項目にご記入ください。 「オンライン」の場合は前年度に登録した内容が予め記載されておりますので、変更 がない場合は入力の必要がありません。P6~7で注意点をご説明いたします。

公益財団法人日本	容器包装リサ	イクルも	協会 御中	1	٦	7和	/ 4	-	#	+ 間	面	16	安	its	关 术	1 F	心.	書	中	∿	用	粃	1)					757	和7年2	2月14日	1(金)	#切	┙
「容器包装に係る分別 7年度再商品化委託契 オンラインにより発行し	約約款(以下「約	赦」とい	う。) の各分	条項を研	認·同	意し、下	記のと	おり公	益財団	法人E	1本容	器包装	抜リサ	イクル	協会(以下「	協会」と	いう。	に委割	E申込	をしま	す。	再商品	条の2 化委託	によるi E契約に	方町村へ は、協会:	が、申	銭の支 込みに	払業税 対する	を含む 再商品	。)に関 化委託	して、全承諾書	和を
●印の項目は必	ずご記入くた	さい。	(※消t	さるボ	ール	ペンは	使用	しなし	ヽでく	ださ	(،۱,																						
●特定事業者コード						載の「特)																			•	提出日		和		ŧ	月	1	3
※「特定事業	者名」の記入にあ	たっては	、法人格を	示す名料	际(「株式	会社」「存	1限会	辻」等)を	、省略	せずに	記入して	T < f2	さい。	なお、	個人で	経営さ	れている	5場合に	:、個人	名(経	営者名	5) E	記入〈	Ean.	T		※代表	長者印を	必ず押目	印ください	١,		_
●特定事業者名	(ħ±)														代表名	背役職							●代表 氏名	5者	(b+)							F	,
●特定事業者所在地 (本社所在地)	₹ -			都道 府県					区者																								_
●代表電話番号		-		-			•	ピーク師	寺の従 数	業員					٨		事業の 自費税辺									Ŧ Ħ		●主た (裏面	る業種 参照)				
所属団体名 (複数ある場合は 複数記入)												•:		因人事 (年月	業)		·大正·明 成·令和			年			FI C	再商品	化義務 となったi	量算定基 近の決算	準決算: 1年月を8	年月 (人5	令 和		年		Я
	任 ※特定事 同一の場が			∓		-			都道府県					区																			
担当部署 (書類送付先)	部署名																			-	●担当 氏名		(カナ)					******					
	●電話番号		-		-			FAX	x		-	-		-				●E-r	nail														
請求書送付先	15	所		₹		-			都道府県					IX 2																			
※担当部署と同一の場合は、記入不要。	法人名 上記と別法人(8署名												担当者	(;	カナ)					
	※請求書送付先	を記入され	れる場合は.	必ず「包	主所」「沒	表人名」「	担当者]の3点	すべて	をご記え	くださ	L1, (3	を先の	敬称は	「様」と	なりま	す。)																
素材	-	1.無1	и.	_		ガラスで				9.3	の他の	n.#h		4.PETポトル			5	紙製容	7器を	装		6. プラ	スチック	製容器	包装								
令和7年度 再商品化実施委託単価(ED M()		円/kg	+		13. 9	_	g			0. 2 F	_	в	+		8. 1	B 円/k	·g	+		22. (0 円	/kg	+		63. 0	円/1	kg	- • ₹	再商品化 (P	実施委用/税抽		21
●再商品化委託申込ま ※申込用紙2から転記する	E(kg)			\sqcap	П			П	T		П	T	П	\dagger	Т	П	П	П	\top	T	П	Τ	П	П	П	П	П	П	1				
● 再商品化実施委託料 ※申込用紙2から転記する	金(円)																					İ											Γ
●再商品化実施委託業 支払方法(該当番号)	<u>EO)</u> 全が3千	万円以上		1 2	4分割	(4月:509 (4月:409	6、7月:	30%, 10				年			実施委			\Rightarrow	-	払い(10月	:25%, 1	月:259	6)			化実施 以下(を		5	-#	払い (7)	()
		K 45470)	- 本四川本	10·04	ı x \ Ti f	13年度	107		to th		,					* T-	識所・	* TA	休田澤			**	₿理をし;	と商工会	·議所名	·商工会名	8、担当	者名を1	紀入				
請求書の郵送有制 (郵送不要の場合はチェ		紙による	請求書の	送付を	希望し	はい										商コ	会議所工会名	名	次が傷						T	担当者				_			٦

青線で囲まれた項目は過去から記入漏れ、間違いが多い箇所です。

公益財団法人日本:	容器包装リサイクル協会 御中	令和7年度 再	ī商品化委託契約 申	3込書 (申込用	紙1)	令和7年2月14日(金) 締切
7年度再商品化委託契 オンラインにより発行し	収集及び再商品化の促進等に関する法様 約約款(以下「約款」という。)の各条項を 当該承諾書にアクセス可能となった時に オーニョスイだ太」、(※当せるオ	されている4	女目、送付状に記 から始まる10桁の	直ちに協	的に至る書類で で忘れずに押F	
●特定事業者コード	※左八		ご記入ください	なれている場合は、個人名(経営者	てください	月日 ※代表者印を必ず押印ください。
務が誤	<u> </u>	は義性規	代表者役職		●代表者 氏名	(f)
確認る	はる義務の有り無 させていただくた♪ 入いただく項目で	しを かに ●ピーク時の従 数	業員	全事業の売上高 消費税込み) 台-大正・昭和 年	月 ●再商品化義務量算定基準	
担当部署(書類送付先)	住所 ※特定事業者所在地と 同一の場合は、省略可。 部署名					送
	●電話番号 —	- FAX	-	● E-mail		
請求書送付先 ※担当部署と同一の場	住所	_ 都道 府県	区市 郡			(<i>h</i> +)
合は、記入不要。	法人名 上記と別法人の場合	生物 P 本人名 P 担当在 JUS 原すへご	部署名	90/	担当者	3/37
素材 令和7年度 再商品化実施委託単価(4		ガラスびん 2.茶色 13. 9 円/kg				 D金額帯で区分された ○で囲んでください。
※申込用紙2から転記する ●再商品化実施委託料3 ※申込用紙2から転記する	SEと。 金(円)		の又扱い方法	tの中から、こ 	・布里の方法を	では、それでは、
●再商品化実施委託料 支払方法(該当番号に		2分割(4月:50%、7月:50%) 4分割(4月:40%、7月:30%、10月:15%	年間の再商品化実施委託料金 5、1月:15%) 年間の再商品化実施委託料金 万円起、3千万円未満(税妨	+\ _/ -		再商品化実施委託 5 一括払い(7月)
請求書の郵送有無 (郵送不要の場合はチェ	□ MI	度(令和8年度)7月末日の一括払い 希望しない		「紙による請	求書の送付を	・希望しない」こと
	第所・商工会→公益財団法人日本容器包装リサイク/		を申込時に選択	尺できるように		選択した場合はシ

青線で囲まれた項目は過去から記入漏れ、間違いが多い箇所です。

令和7年度 再商品化委託契約申込書(申込用紙1)

いでください。)

ド」を転記

とを了承します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面で通知します。

代表者役職

を、省略せずに記入してください。 なお、個人で経営されている場合は、個人名(経営者名)をご記入ください。

ル法」という。)に基づく特定分別基準適合物の再商品化の業務(「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む。)に関して、令和 ☆益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に委託申込をします。再商品化委託契約は、協会が、申込みに対する再商品化委託承諾書を

●代表者

氏名

令和7年2月14日(金)締切

月

日

(FI)

●提出日 令和

※代表者印を必ず押印ください。

どの業種に属するかと、会社規模 による義務の有無を確認させてい ただくためにご記入いただく項目で す。以下の15種からご選択くださ い。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

<u>■ 主たる業種</u>	都
以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を	ク時の従業員 人 ●全事業の売上高 千 ●主たる業種
選択し、ご記入願います。	数 (消費税込み) 円 (裏面参照)
①食料品製造業	●会社(個人事業) 明治・大正・昭和 年 月 ●再商品化義務量算定基準決算年月 令 和 年 月 段立年月 平成・令和 年 月
②清涼飲料・茶・コーヒー製造業	BA-SE-T7 1 79 1738 1998 1998 1998 1998 1998 1998 1998 19
③酒類製造業	都道 区市
④油脂加工製品・石けん・合成洗剤・	府県 郡 ● 旧当者 (カナ)
界面活性剤・塗料製造業	■ Has
⑤医薬品製造業	▼ - 有商品化委託申込量を算定する根拠となった
⑥化粧品・歯磨・その他の化粧品用	決算年月を、以下を目安にご記入ください。
調製品製造業	中風
⑦農林・漁業	▼ 季託申込期間(令和6年12月9日~令和7年
⑧その他の製造業等	■ 2月14日)が終わるまでに確定済みの決算年 ■
⑨酒類卸売·小売業	月であることがルールとなっております。
⑩医薬品卸売・小売業	3.その他の色
①食料品卸売・小売業	20.2 円/kg ■ R 7 年度分の再商品化義務量 算定基準決算年月
⑫苗、種子卸売・小売業、花、植木	
卸売·小売業	1月決算の場合※ →令和7年1月
③その他の卸売・小売業	□ 2月決算の場合 →令和6年2月
④サービス業	3月決算の場合 →令和6年3月
⑤上記以外のその他の業種	※1月決算の事業者で令和6年度申込において、令和6年1月では 2
	♪ おく、令和5年1月の数値を用いた場合は、令和7年度申込にお
請求書の郵送有無 ■表本事の場合はチェック)	いては、令和6年1月の数値を用いても構いません。前年度申込
	との継続性でご判断ください。
事業者→所属商工会議所・商工会→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)	

次に「申込用紙2」です。こちらは素材(ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)ごとに、1年度間の排出見込量(実績)等をご記入いただき、自社の再商品化義務量と再商品化実施委託料金を算出してご記入いただくものです。

DATE / TIX	再商品化氰	義務量および	委託申込量	算定用紙(申	3込用紙2)	プラスチック	7製容器包	装	利用事業者用
(太線枠内に数字	字を入れ、「自主算	定方式」または「簡	易算定方式」によ	り当協会への委託	申込量及び実施委託	・ 托料金を計算してT	Fさい。なお、	この用紙も	
自主算定力	方式		特定事業	*¬_Ľ		特定事業者名	Þ		
			付足事業	41-1-1		付足事業有1	-		
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の プラスチック製容器包装 の排出見込量(kg) ④=① - ② - ③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ④ × ⑤	再商品 委託単価 (税	i(円/kg)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.63463	(A)			
清涼飲料等					0.63219	(B)	1		/
酒類					0.64128	(C)	1		
容石鹸・塗料等					0.61132	(D)	1		
器医薬品					0.65619	(E)	1 /		
化粧品等					0.62631	(F)	1 /		/
小売					0.66130	(G)	1 /		/
上記以外の用途					0.65561	(H)	1 /		/
	各比率が「業種別」と表現 う意味ではありません。)	見されていますが、わかりも	やすく「用途」にあらためる	ました。 再商品化	0.51923 委託申込量(kg)→	(I) ⑥ = (A)~(I)の合計		実施委託単個 P円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
↑ 注1)省令においては、	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り	方式」により算定ができ	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて	よ 表託申込量(kg)→ 素包装の量」が把握でき	⑥ = (A)~(I)の合計ない場合)には、「簡易	63. C 算定方式」による	円/kg る算定を行って	
↑ 注1)省令においては、 (「主たる業種」ごととい	う意味ではありません。) ※「自主算定 委託により回 自主算定係数 前事業年度において 販売にた商品に用いた 特定容器包装の量 小敷点的位	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・委託申込量(kg)→ ・ 会談の量」が把握でき差し引くことになりますが ・ 用途別再商品化業務量	⑥ = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易 ので、用途別の平均の3 再商品化義務量 小数点第1位 を四緒五人(kg)	63. C 算定方式」による	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への
注))省令においては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方	う意味ではありません。) ※「自主算定プ ※「自主算定係数 自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の (×(100 - 事業系比率 ののうち、自ら又は他者 の委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量)	ない場合(「事業活動量」は個別事業者ごと 量」は個別事業者ごと) (%) の算式によって [①-②]のうち、事業 活動により費消した	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩 売した商品に用いた特定容 器の量から回収量を	・委託申込量(kg)→ ・ 会談の量」が把握でき差し引くことになりますが ・ 用途別再商品化業務量	⑥ = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易 Dで、用途別の平均の記 再商品化義務量 小数点第1位	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
注) (音をはいては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・委託申込量(kg)→ ・包装の量」が把握でき 差し引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数	(⑥ = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易 ので、用途別の平均の3 再商品化義務量 小数点第1位 を四緒五人(kg) ④×⑤	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
注))省令においては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・委託申込量(kg)→ 「包装の量」が把握でき 差し引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数	 ⑥ = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易ので、用途別の平均の記 再商品化義務量 小製点第1位 を四捨五入(kg) ④ × ⑤ 	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
↑ (計) 名令においては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方 用途	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・委託申込量(kg)→ (20装の量」が把握でき 差し引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤ 0.53943	 ⑥ = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易ので、用途別の平均の型 再商品化義務量・小穀点第1位を四緒五入(kg) ④ × ⑤ 	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
注1)省令においては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方 用途 食料品 清涼飲料等	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・要託申込量(kg)→ ・2を装の量」が把握でき 差し引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数 5 0.53943 0.56897	 ⑥ = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易ので、用途別の平均の記 再商品化義務量 小製点第1位 を四捨五入(kg) ④ × ⑤ 	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
注1)省令においては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方 用途 食料品 清涼飲料等 酒類	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	- 委託申込量(kg)→ - 名装の量」が把握でき 差し引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数 5 0.53943 0.56897 0.48096	(6) = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易ので、用途別の平均の記 再商品化義務量 小数点第1位 を明括立人(kg) ④ × (5) (A) (B) (C)	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
注1)省令においては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方 用途 食料品 清涼飲料等 酒類 石鹸・塗料等	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	- 委託申込量(kg)→ - 名装の量」が把握でき 差し引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数 (5) 0.53943 0.56897 0.48096 0.55018	 (6) = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易 ので、用途別の平均の3 再商品化義務量 小数点第1位 を四緒五人(kg) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (17) (18) (19) (10) (10) 	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
↑ (「主たる業種」ごととい 簡易算定方 用途 食料品 清涼飲料等 酒類 石鹸・塗料等 器 器	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・委託申込量(kg)→ ・包装の量」が把握でき差し引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数	 (6) = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易 ので、用途別の平均のI 再商品化義務量 小教点第1位 を四緒立人(kg) ④ × (5) (A) (B) (C) (D) (E) 	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
注1) 省令においては、 (「主たる業種」ごととい 簡易算定方 用途 食料品 清涼飲料等 酒類 容解 を製造・業料等 と を を と に と と の の の の の の の の の の の の の の の の	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・ 受託申込量(kg)→ 1 他装の量」が把握でき をし引くことになります。 用途別再商品化義務量 簡易算定係数 (5) 0.53943 0.58897 0.48096 0.55018 0.29529 0.53237	 (B) = (A)~(I)の合計 ない場合)には、「簡易 ので、用途別の平均のI 再商品化義務量 小数点第1位 を四緒五人(kg) (A) (B) (C) (D) (E) (F) 	63. C 算定方式」による 率を考慮するの 再商品 委託単価	P円/kg る算定を行って は事業系分だ 化実施 i (円/kg)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、
(「主たる業種」ごととい 簡易算定方 用途 食料品 清涼飲料等 酒類 否 で と 他 を が の の の の の の の の の の の の の	う意味ではありません。) ※「自主算定プ 委託により回り自主算定係数 前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	方式」により算定ができ 収した特定容器包装の × (100 - 事業系比率 ①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四推五人(kg)	ない場合(「事業活動 量」は個別事業者ごと () (%)の算式によって (①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量(kg)	再商品化 により費消した特定容器 に個別の実績に応じて: 算出されています。 前事業年度において贩売した商品に用いた特定容 郷の量から回収置を 控除した量(kg)	・要託申込量(kg)→ ・ できる (kg)→ ・	 (E) (A) (I) の合計 ない場合)には、「簡易ので、用途別の平均の記 再商品化義務量 小製点第1位 を四捨五入(kg) (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G) 	63. C 算定方式」によよ 率を考慮するの 再商品単位 税	円/kg あ算定を行って な事業系分だ 化実施 (円/kg) 抜)	(1円未満切り捨て) (1円未満切り捨て) (下さい。「自ら又は他者への けとなり、簡易算定係数は、

令和7年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

プラスチック製容器包装

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「pt主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下

自主算定方式

(2)算定方法

特定事業者コード

特定事業者名

の委託により回収した 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 特定容器包装の量 用途 (回収量) 小数点第1位を 小数点第1位を 四捨五入(kg) 四捨五入(kg) 食料品 清涼飲料等 石鹸·塗料等 (3)容器の用途 医薬品 化粧品等 上記以外の用途 (3)包装 注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかり (「主たる業種」ごとという意味ではありません。)

簡易算定方式

(2)算定方法 きかでき きをある

	用途	販売した 特定容 小数	F度において 商品に用いた 器包装の量 点第1位を 五入(kg) ①	①のうち、自らら への委託により 特定容器と記 (回点第1 四括五人)	回収した 装の量) 位を
	食料品				
П	清涼飲料等				
l.l	酒類				
容	石鹸·塗料等		(A) 森 昭	ДВЖ	
器	医薬品		3)容器	の用述	
	化粧品等				
П	小売		1		
	上記以外の用途				
包	装	Z	(3)包装	Ē	
注	1)省令においては、(「主たる業種」ごと				

ご記入いただく上での注意点は3つあり、

(1)「申込用紙2」は利用事業者用/容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択します。

(1)利用・製造区分

(2) 算定方式は自主算定方式/簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択します。

(2)算定方法

(3) 自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

(3)容器の用途

(3)包装

この後、P10~22で詳しくご説明いたします。

(1)「申込用紙2」は利用事業者用/容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択してください。



左の画像が「紙」申込用の「申込用紙2」 (利用事業者用)(容器製造等事業者用) の表紙です。この表紙以降にガラスびん、 PETボトル、紙製容器包装、プラスチック 製容器包装4素材の「申込用紙2」が綴じ られております。

自社に該当する方(利用または容器製造 等)を正しくご選択ください。

なお、容器製造等事業者には、容器メーカーと輸入事業者しか該当しないため申込事業者数は利用事業者の方が多くなっております。

- ●利用事業者用を用いる事業者
 - •特定容器・包装を利用する中身製造業者
 - ・特定容器・包装を利用する小売・卸売業者
 - •輸入業者
 - •その他
- ●容器製造等事業者用を用いる事業者
 - •特定容器製造事業者
 - •輸入業者

(1)「申込用紙2」は利用事業者用/容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択してください。

利用事業者用

(自主算定係数)

	用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収型) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の プラスチック製容器包装 の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定保数 ⑤
Г	食料品					0.63463
	清涼飲料等					0.63219
	酒類					0.64128
容	石鹸·塗料等					0.61132
28	医薬品					0.65619
	化粧品等					0.62631
	小売					0.66130
L	上記以外の用途					0.65561
包	装		·			0.51923

製造等事業者用

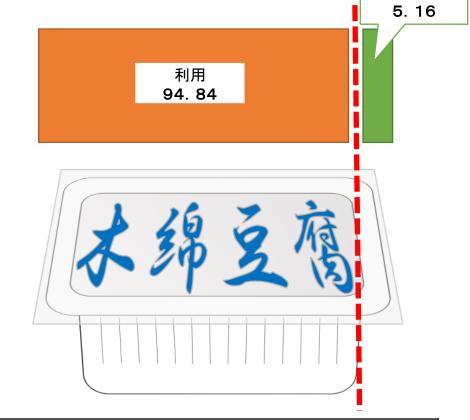
(自主算定係数)

	用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg)	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小敷点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の プラスチック製容器の 排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤
Г	食料品					0.03255
	清涼飲料等					0.02403
	酒類					0.00747
容	石鹸・塗料等					0.04631
器	医薬品					0.00576
	化粧品等					0.02614
	小売					0.00754
	上記以外の用途					0.01270

左記赤枠内のように、再商 品化義務量の算定に用い る「算定係数」は、容器製造 等事業者用(下段)よりも利 用事業者用(上段)が大きく なっています。(素材・用途 によっては95:5等) そのため、もし、利用事業 者の方が誤って容器製造 等事業者用にて申込をしま すと、本来果たすべき義務 量の1/20程度の申込量と なり過少申告となります。 十分ご注意ください。(その 逆にも注意)

ご参考;利用事業者と容器製造等事業者の義務

- 1つの容器(例えば豆腐の容器)には、基本的に利用事業者 1社、容器製造等事業者 1社が存在します。
- 1個分の容器のリサイクルは、利用事業者と容器製造等事業者がそれぞれ義務を按分することで成り立っています。
- 利用 対 容器製造等の義務の比率は、 おおむね、『製品販売額 対 容器販売 額』(国の調査に基づく)となっています。



業種別特定容器利用事業	(含和7年度)	《注:素相	オ、用途ごとに異なります》
プラスチック製容器			
食料品製造業	利用		製造等
及付吅发坦禾	94. 84		5. 16

※この数値は、『算定係数』の算出根拠となる数値の1つであり、毎年実施されている、経済産業省・ 農林水産省による実態調査(約3万5千社へのアンケート調査)の結果を踏まえて決められます。 容器製造等

(2)算定方式は自主算定方式/簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選 択してください。

令和7年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2) プラスチック製容器包装 (太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及 自主算定方式 (2)算定方法 特定事業者コード ①のうち、自ら又は他者 前事業年度において [①-②]のうち、事業 への委託により回収した 販売した商品に用いた 活動により費消した 特定容器包装の量 特定容器包装の量 特定容器包装の量 用途 の排 (回収量) 自主算定 小数点第1位を 小数点第1位を 小数点第1位を 四捨五入(kg) 四捨五入(kg) 四捨五入(kg) 実測データや 食料品 清涼飲料等 調査データが 酒類 あるため記 石鹸·塗料等 医薬品 入できる 化粧品等 小壳 上記以外の用途 0.65561 0.51923 注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 (「主たる業種」ごとという意味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)-ができない場合(「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できな 簡易算定方式 (2) 算定方法 りまの量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますの 自 ・ 正派数×(TOO-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。 ①のうち、自ら又は他者 前事業年度において への委託により回収した [①一②]のうち、事業 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 活動により費消した 売した商品 特定容器包装の量 用途 (回収量) 特定容器包装の量(kg) 器の 小数点第1位を 小数点第1位を 四捨五入(kg) 簡易算定 四捨五入(kg) 食料品 調査等によ 清涼飲料等 って把握でき 石鹸・塗料等 ないため記 医薬品 入できない 化粧品等 上記以外の用途 0.33750 ※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。 再商品化委託申込量(kg)→ 注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすぐ「用途」にあらためました。

(「主たる業種」ごとという意味ではありません。)

基本は上段にある自主算定 方式です。「申込用紙2」記入 欄の左から3列目、③『事業活 動により費消した特定容器包 装の量』(業務用に利用され、 事業者から排出される分)が、 O(ゼロ)である場合は、必ず 自主算定方式で計算してくだ

さい。

利用事業者用

利 7

③『事業活動により費消した 特定容器包装の量』(業務用 に利用され、事業者から排出 される分)が"少なからずある" と分かっていても、その量を把 握することが出来ない、という 場合に限り、簡易算定方式を 用いることが出来ます。

(2)算定方式は自主算定方式/簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選 択してください。 令和7年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2) プラスチック製容器包装 利用事業者用 (太線枠内に数字を入れ、「戸主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び 託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。) (2)算定方法 自主算定方式 特定事業者コード 特定事業者名 ①のうち、自ら又は他者 前事業年度において (1)-(2)のうち、事業 金別再商品化義務量 の委託により回収した 個々の特定事業者の 再商品化義務量 販売した商品に用いた 活動により費消した 自主算定係数 特定容器包装の量 ブラスチック製容器包装 小数点第1位を 特定容器包装の量 特定容器包装の量 四捨五入(kg) 用途 の排出見込量(kg) (回収量) 小数点第1位を 小数点第1位を 小数点第1位を 四捨五入(kg) 四捨五入(kg) 4 × 5 四捨五入(kg) (4)=(1)-(2)-(3) (5) (2) よく確認していただくと、 0.63463 食料品 (A) 清涼飲料等 0.63219 (B) 同じ用途でも上段の自主 酒類 0.64128 0.61132 石鹸·塗料等 (D) 医薬品 0.65619 算定係数よりも下段の簡 化粧品等 0.62631 (F) 小売 0.66130 (G) 易算定係数が少しだけ小 上記以外の用途 0.65561 (H) 包装 0.51923 (1) さいことが分かります。 $6) = (A) \sim (I)$ 注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 再商品化委託申込量(kg)→ (「主たる業種」ごとという意味ではありません。) ができない場合(「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合)には (2) 算定方法 かてきない場合に考集活動により其所した。日本においますので、用途別の場合に対して表し引くことになりますので、用途別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の 簡易算定方式 自社では把握できない 自主 「定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。 ①のうち、自ら又は他者 ③『事業活動により費消 前事業年度において 用涂別再商品化義務量 再商品化義 への委託により回収した [①一②]のうち、事業 販売した商品に用いた 簡易算定係数 特定容器包装の量 活動により費消した 本! た寒息に聞いた特定容 小数点第1 特定容器包装の量 用途 (回収量) 特定容器包装の量(kg) 器の量から回収量を を四捨五入 小数点第1位を した特定容器包装の量』 小数点第1位を 控除した量(kg) 四捨五入(kg) 四捨五入(kg) (4)=(1)-(2)(5) を、国の調査結果により 0.53943 食料品 清涼飲料等 0.56897 算出し、その分、係数を 0.48096 酒糖 (C) 石鹸·塗料等 0.55018 (D) 下げて控除出来るように 医薬品 0.29529 (E) 0.53237 化粧品等 しているためです。 小売 0.56211 (G) 上記以外の用途 0.45893 (H) 0.33750 包装 (E) = (A)~(I)の合 ※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。 再商品化委託申込量(kg)→ 注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 63. 0円/kg (「主たる業種」ごとという意味ではありません。)

申込用紙2ープラスチックー利用

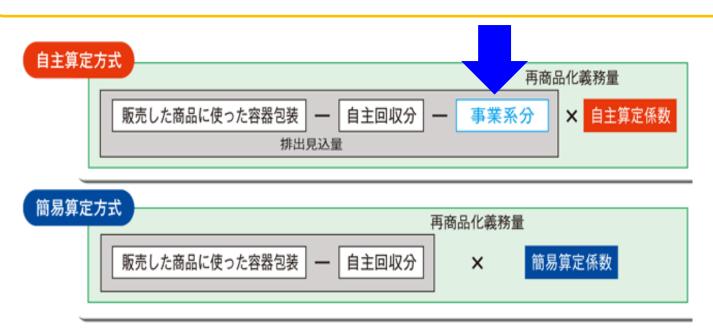
令和7年2月14日(金)締切

(2)算定方式は自主算定方式/簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択してください。

再商品化義務量算出の図で確認すると

上段の自主算定方式は、事業系分(前述の『事業活動により費消した特定容器 包装の量』と同じ意味)を実測データや調査データを元に自社で記入し、排出見 込量からマイナスする方式です。

下段の簡易算定方式は、事業系分が"少なからずある"と分かっていても、その量を把握することが出来ないため、国の調査を元に算出された、自主算定よりも数値が小さい簡易算定係数で、排出見込量から控除する方式です。



【オンライン申込における算定方式の選択】

令和7年度より、『家庭から排出されない事業系費消量』の把握状況を選択していただくことで、自動的に算定方式が選択される以下の仕様に変わります。

A.事業系費消量なし

自主算定

が選択され、

自動的に「事業系費消量」が「0」となります。

B.事業系費消量あり費消量把握



自主算定

が選択され、

「事業系費消量」の入力欄が開きます。

C.事業系費消量あり費消量不明



簡易算定

が選択され、

「事業系費消量」が入力できなくなります。

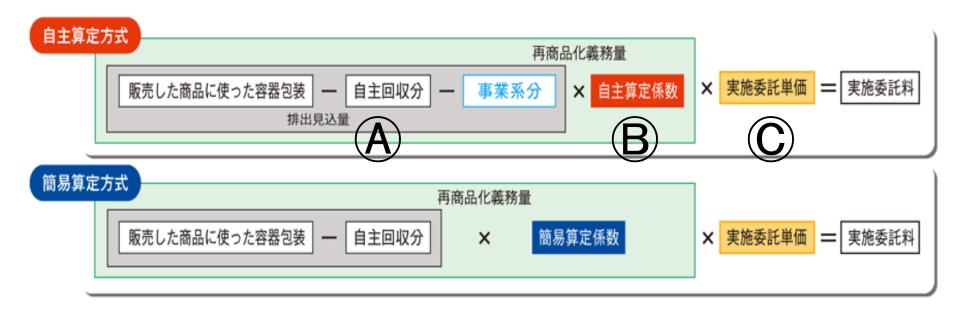
※詳しくはオンライン申込画面のTOPページからマニュアルをご確認のうえ、 ご入力ください。

ご参考:実施委託料金の算定方法について

特定事業者の皆さまにご負担いただく金額は、

「排出見込量 A」×「算定係数 B」×「委託単価 C」で計算します。

- -「排出見込量」は事業者が、「算定係数」は国が、「委託単価」は協会が算出します。
- ・計算方法は前述の通り、自主と簡易の2通り。<u>事業系分</u>の販売状況とデータの取得状況により選択します。



ご参考;排出見込量 A について

特定事業者が利用・製造等する容器包装のうち、当該年度に家庭から排出されると見込まれる量です。

【例:自主算定方式の場合】

販売した商品に使った容器包装 ― 自主回収分 ― 事業系分

排出見込量

算出方法

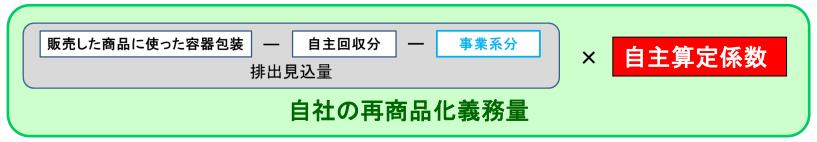
販売個数× 1個(枚)当たり重量 販売した個数が確定している直近の事業年度(算定基準決算年月)の実績値(1年間分)をベースに特定事業者が帳簿を活用して計算します(回収した量(*1)や事業系の量(*2)は控除できます)。 重量は使用した容器包装ごとに1個(枚)当たりの重さを実測します。 例えば、容器10個を計量して10で除し、1個当たりの平均値を用いる方法があります。

- (*1)回収した量:事業者自らが、販売店等を通じて回収した容器包装の量
- (*2)事業系の量:最終的に事業系ごみとして排出される容器包装の量
- ※詳細は「<u>特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン</u> (<u>国が作成)</u>」または「<u>帳簿作成ガイドライン(当協会が作成)</u>」をご参照下さい。 いずれも当協会HPに掲載しています。

ご参考;算定係数 B について

算定係数は、特定事業者が自社の再商品化義務量を算出する際に必要となる数値で、自主算定方式の場合は、下図のように用います。

【例:自主算定方式の場合】



(※)簡易算定方式の場合はP17を参照してください。

算定係数は、右の条件によって異なりますので、 お間違いの無いよう、ご 注意ください。



- ●利用事業者か?容器製造等事業者か?
- ●自主算定方式か?簡易算定方式か?
- ●容器か?包装か?
- ●容器であれば、その用途は何か?(食料品、 清涼飲料、酒類、油脂加工製品、医薬品、 化粧品、小売業、その他の事業)

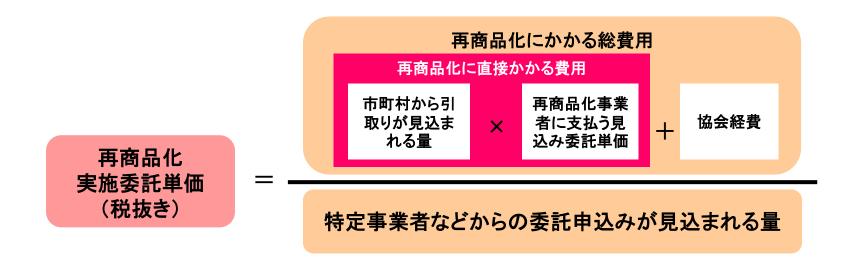
算定係数の算出根拠となる数値は経済産業省・農林水産省による実態調査 (約3万5千社へのアンケート調査)と環境省による分類調査の結果を踏ま えて決められます。

ご参考;実施委託単価 © について

当協会への実施委託料金を算出する際に用いる単価で、素材ごとに定められます。毎年、協会が算出し、国の承認を得て決定されます。

【再商品化実施委託単価の算出方法】

→リサイクルの実施に伴う委託料を算出する際に用います。 過去のリサイクルの実績や市町村からの引取量をベースに計算します。



(3)自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

令和7年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

白士管宁士士

プラスチック製容器包装

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料

	用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器包装の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の プラスチック教容器包装 の排出見込量(kg) ④=① - ② - ③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	
	食料品). ()	0.63463	(
	清涼飲料等					0.63219	(
	酒類	1	-	. (0.64128	(
î	石鹸·塗料等	S-10	- T14			0.61132	(
8	医薬品	3 谷器	の用途			0.65619	(
	化粧品等					0.62631	(
	小売	4				0.66130	(
	上記以外の用途					0.65561	(
'n	装	(3)包装				0.51923	(

簡易算定方式 ※「自主算定方式」により算定ができない場合(「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できなし 委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので 自主算定係数×(100-事業系比率)(96)の算式によって算出されています。

	用途	販売した 特定省 小数	年度において :商品に用いた :器包装の量 :点第1位を !五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②		前事業年度において販売した商品に用いた特定容 器の量から回収量を 控除した量(kg) (4)=(1) - (2)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 (5)	
	食料品	\vdash			/		0.53943	C
	清涼飲料等				1 /		0.56897	(
	酒類		_		1 /		0.48096	(
ê	石鹸·塗料等				1 /		0.55018	Ċ
	医薬品	K	③容器	の用途	1 /		0.29529	(
	化粧品等				1 /		0.53237	(
	小売				1 /		0.56211	d
	上記以外の用途				1/		0.45893	Ó
2	装		③包装		V		0.33750	(
注	1)省令においては、(「主たる業種」ごと		「業種別」と表現	※簡易算定方式の されていますが、わかり	「 り場合は、控除することが やすく「用途」にあらため	4") hig ala 10	委託申込量(kg)→	E

自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か。

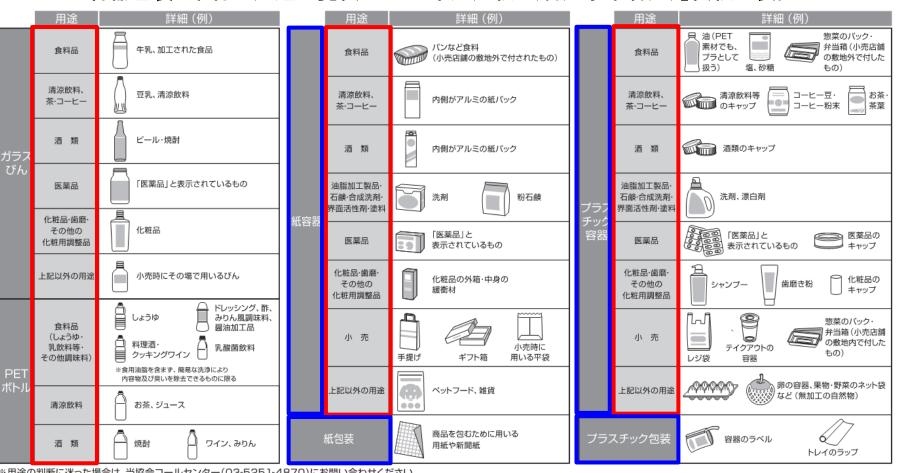
次ページの素材別用途一覧表に自社商品、製品を 当てはめてご確認いただ き、正しい行に数値をご 記入ください。

容器なのか包装なのか、 容器であればその用途は 何か、によって自社の再 商品化義務量の算定に 係る「算定係数」が異なる ため、間違えますと正しい 申込となりません。

(3)自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区 分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな 用途(業種)に用いられるか、すなわち中身の商品により判断します。

<容器包装4素材の用途一覧表> ~「申込用紙2(利用事業者用)」表紙の裏面~



(3) 自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

【用途の注意点】

- 〇コンビニや弁当屋などで販売される弁当容器の用途は・・・
 - ★ 販売店のバックヤード(同一敷地内)で弁当を作っている場合 ⇒<u>小売業</u>
 - ★ コンビニ等で、離れた場所にある工場で作っている場合 ⇒食料品製造業
- 〇ス一パー、コンビニの店頭で用いられるレジ袋(容器)の用途は・・・
 - ⇒小売業 (併せて、レジ袋は '包装'ではなく'容器 'であることにも注意)
- 〇卸売業が<u>新たに付加した</u>容器の用途は・・・
 - ⇒卸売り段階で<u>新たに付加した</u>容器で、かつ家庭から排出される場合は、 当該商品(中身)の製造業を選択。中身が食料品であれば、食料品製造業

【間違えやすい用途の事例】 ※利用事業者の場合

薬局やドラッグストア(主たる業種は小売業)で用いられる<u>レジ袋や紙袋(いずれも容器)の用途は「小売」</u>であり、「医薬品」ではありません。

<u>薬本体(中身)が入っている容器</u>については、製薬メーカー等が特定事業者 となり、用途は「医薬品」となります。